

第2編 各教科

第1章 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1節 各教科の目標及び内容

【教解 P3】

小学部においては、各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校学習指導要領第2章に示されているものに準ずるものとする。

中学部においては、各教科の目標、各学年、各分野又は各言語の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、中学校学習指導要領第2章に示されているものに準ずるものとする。

指導計画の作成と内容の取扱いについては、本章第2節から第5節までに示す指導上の基本的な配慮事項を踏まえるとともに、児童生徒の障害の状態や特性等を十分考慮するものとする。

ポイント解説

＜ 各分野 ＞

社会科： 地理的分野、歴史的分野、公民的分野

保健体育科： 体育分野、保健分野

＜ 各言語 ＞

外国語科： 英語、その他の外国語

理科： 第1分野、第2分野

技術・家庭科： 技術分野、家庭分野

第2節 視覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

【教解 P3】

1 的確な概念形成と言葉の活用

児童生徒は、視覚による情報収集が困難なため、限られた情報や経験の範囲内で概念を形成する場合がある。的確な概念を形成するためには、児童生徒が聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して、事物・事象や動作と言葉とを対応できるようにする指導が大切である。その際、観察や実験、操作活動などを通じた直接体験によって具体的なイメージを形づくったり、見学や調査などの体験的な学習などによって経験の拡充を図ったりすることに加え、教師が適時に言葉で説明したり、児童生徒が自ら確認できる情報を用意したりすることが必要である。さらに、他者の考えを聞く、必要な情報を調べる、読書をするなどにより、多くの語彙や多様な表現に触れられるようにすることも重要である。

2 点字等の読み書きの指導

児童生徒が、普通の文字と点字のどちらを常用するかについては、原則的には、視力や視野の程度、眼疾患の状態、学習効率、本人の希望や意欲などの観点から総合的に判断することになる。

(1) 普通の文字を常用して学習する児童生徒に対する指導

普通の文字の指導については、漢字を部首に分解し、基本漢字を徹底して指導するなど漢字の読み書きの指導が重要である。また、教科書の縦書き・横書きなどのレイアウトに慣れ親しんだり、視覚補助具を活用して速く読み書きができるようにしたりすることが大切である。

(2) 点字を常用して学習する児童生徒に対する指導

点字の指導については、点字表記法の系統的な指導が必要である。また、点字の読み書きを速くする指導も大切である。さらに、六点漢字や漢点字のように漢字の音訓、偏と旁などを手掛かりと

した点字による漢字表記の工夫があるように、漢字の字義や漢語の指導は、日本語の文章を正しく理解し、表現するために重要である。したがって、漢字の音訓と意味、熟語の読みと意味に含まれる漢字などのつながりを理解し、適切に表現できるよう、児童生徒に応じて指導することが大切である。

なお、漢字の字義の理解には、漢字の字形についての指導も有効であり、凸図を活用するなどして、基本的な漢字の部首や構造を中心に指導をする。

3 指導内容の精選等

児童生徒は、動いているものや遠くにあるものなどを視覚や触覚により直接経験することが難しいことから、学習内容の理解が不十分になることがある。そこで、各教科の内容の本質や法則性を具体的に把握できるよう、基礎的・基本的な事項に重点を置き、指導内容を適切に精選することが大切である。例えば、体育等で球技を取り扱う場合、視覚的模倣や空間的な把握が困難なことから、ルールの説明や基本動作を習得する内容に精選して指導を十分に行うことが考えられる。

また、視覚障害のある児童生徒は、初めての内容を理解することには時間を要することがあるが、その内容の本質の理解や基礎的・基本的な事項の習得が十分であれば、それをもとに予測し、演繹的に推論したり、考えを深めたりすることが可能になる。そのため、理解できた法則を他にあてはめたり、発展・応用の内容につなげたりできるよう、指導内容のつながりや順序に配慮することも必要である。例えば、理科で太陽などの天体の動きを取り扱う場合、日なたと日陰の温度の違いの観察や感光器を使った太陽の光の強弱の観察を行い、モデル実験等により太陽の動きを理解した後、観察が困難な月や星の動きを太陽の動きの理解から類推するよう、指導するなど考えられる。

なお、指導の工夫や配慮により履修が可能であるにもかかわらず、見えないことなどを理由に各教科の内容を安易に取り扱わないことは、指導内容の精選にはあたらないことに留意が必要である。

4 コンピュータ等の情報機器や教材等の活用

児童生徒が、音声教材や触覚教材を活用したり、モデル実験を行ったりするなど、視覚的な情報を聴覚や触覚で把握できるよう、指導内容・方法を工夫することが大切である。その際、特に触覚については、情報収集のポイントを明確にし、部分的、継続的に得られる情報を総合して、まず全体像を大まかに把握し、続いて全体と部分との関連のもとに対象物を詳しく理解する観察方法などを身に付ける必要がある。また、聴覚や触覚を活用できる学習用具（感光器、音声図書等を再生する機器、ボールペンの筆跡が浮き上がる表面作図器、触読用物差し、触読用三角定規、視覚障害者用そろばん、音声温度計、音声電圧計、音声電流計等）の活用により、児童生徒が主体的に学習できるようにすることも必要である。

弱視の児童生徒については、その見え方が様々であり、視力のほかに、視野、色覚、眼振や羞明などに影響を受ける。指導の効果を高めるためには、適切なサイズの文字や図表の拡大教材の用意、各種の弱視レンズ、拡大読書器などの視覚補助具の活用、机や書見台、照明器具等を工夫して見やすい環境を整えることが大切である。その際、保有する視覚の活用と併せて、他の感覚の活用も考える必要がある。

なお、児童生徒が授業で使う教材等や様々な方法で得た情報を分かりやすく整理しておくことも重要である。例えば、ノートや点字用紙等への記録とその管理などをできるようにしたり、教材や学習用具を置く場所を決めておくなど自ら学習環境を整えたりすることが考えられる。また、コンピュータ等の学習機器等を活用する際は、学習に必要な情報を得るだけでなく、得た情報を適切に分類・記録するなど、問題解決的な学習等に主体的に取り組めるようにすることも大切である。

5 見通しをもった学習活動の展開

児童生徒は、空間や時間の概念の形成が十分でないために、周囲の状況や事象の変化の理解に困難が生じる場合がある。そのような場合、位置や時間経過などを把握できるようにする配慮が必要である。例えば、家庭科で使用する道具や材料がどこに置いてあり、授業展開に伴って自分がどのように動いて、道具や材料を使えばよいのかが事前に理解できると、見通しをもって安心して学習を進められるようになる。

空間の概念を養うには、地図や図形の系統的な指導により概念形成を図ったり、自分を基準とした位置関係などを把握したりできるよう指導を重ねる必要がある。例えば、位置関係を把握するためには、位置を時計の文字盤になぞらえるクロックポジションという方法がある。同様に、時間の概念を養うには、授業の流れや活動の手順を説明する時間を設定する、活動の最初から最後までを通して体験できるようにする、友達の活動状況など周囲の状況を教師が説明することなどがある。

第3節 聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

【教解 P7】

1 学習の基盤となる言語概念の形成と思考力の育成

言語に関する指導については、自立活動の比重が大きいが、国語科を中心とし学校生活の多くを占める各教科の指導においても、格段の配慮が必要である。各教科の指導においては、単元のまとまりの中で、児童生徒が学習の目当てを自覚して課題に取り組んだり、自分の学習を振り返って新たに分かったことや次回に生かせる解決方法をまとめたり、話し合いや書かれた文章などとの対峙を通して自分の考えを深めたりするなど、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が求められており、これらの学習活動を支える言語概念の形成を図るとともに、児童の発達に応じた言語による思考力を育成することが重要である。

このような言語の指導に際して最も重要なことは、それぞれの児童生徒が、日常生活の中で、指導しようとする言葉にかかわる具体的な体験をどの程度有しているかということである。特に、言葉の意味を理解したり、それによつて的確な言語概念を形成したり、その指導の過程において言語による思考力を高めたりするためには、具体的経験をいかに言葉で表現し理解できるようにするかが極めて大切なことであり、常に、その基本となる言葉で考える指導に留意し、一人一人の障害の状態や発達の段階等に応じた指導を工夫する必要がある。

2 読書に親しみ書いて表現する態度の育成

児童生徒は、聴覚を通じた情報の獲得が困難であることが多いことから、書かれた文字等を通して情報を収集したり、理解したりすることが必要となる。また、読書は、間接経験を通じて、児童生徒が視野を広げ、知識を習得し、社会性や人間性を養う上で大切な活動であるため、様々な機会を通じて、読書活動の活発化を促すことが極めて重要である。

指導に当たっては、児童生徒が読んで分かり、面白いという実感を持ち、また読みたいというような読書に対する意欲や態度が養われるようにすることが必要である。したがって、ときには、児童生徒がどのような読み方をしているのか、果たして読んでいる内容が理解されているのかなどの観点から、適宜、質問をしたり、気付いたことを文などで表現する機会を設けたりするなどして、児童生徒の読書や書くことに対する意欲や興味・関心を的確に把握し、さらに自ら読書に親しみ、書いて表現する態度を養うよう配慮することが大切である。

3 言葉等による意思の相互伝達

各教科の指導に当たっては、指導目標の達成や指導内容の確実な習得を目指し、児童生徒の聴覚障害の状態や興味・関心、教育歴等の実態に応じて、教師とのコミュニケーションが円滑かつ活発に行われるようにすることが必要である。また、話し合い活動を中心とした授業を通して、学習内容の理解が図られることから、意思の相互伝達が円滑かつ的確に行われ、活発化されることが特に望まれる。

このため、児童生徒の障害の状態や発達の段階等に応じて、多様な方法（聴覚活用、読話、発音・発語、文字、キュード・スピーチ、指文字、手話など）を適切に選択・活用することが大切である。その際、小学部や中学部のそれぞれの教育の目標を踏まえるとともに、それぞれの方法が有している機能を理解し、さらに、一人一人の児童生徒の実態を十分に考慮して、適切な選択と活用に努める必要がある。

4 保有する聴覚の活用

児童生徒一人一人の保有する聴覚を最大限に活用することは、各教科の指導において、特に配慮すべきことである。このため、定期的な聴力測定の実施や補聴器のフィッティング、人工内耳のマッピングの状態などについて留意するとともに、授業の開始時には、補聴器等の点検を行うなどの配慮が重要である。

5 指導内容の精選等

各教科の指導計画の作成に当たっては、児童生徒の個別の指導計画に基づき、一人一人の聴覚障害の状態、言語概念や読み書きの力等を的確に把握し、その実態に即した指導内容を適切に精選して、指導に生かすようにすることが必要である。その際、児童生徒が分かることに支えられて主体的に学習が進められるよう、基礎的・基本的な事項に重点を置いたり、興味・関心のある事項を優先的に取り上げたりするなど、工夫して指導するよう努めることが大切である。

6 教材・教具やコンピュータ等の活用

児童生徒の指導に当たっては、視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具や楽しみながら取り組めるコンピュータ等の情報機器を有効に活用するような工夫が必要である。特に、各教科の内容に即した各種の教材・教具を用いて指導する際には、児童生徒に何をどのように考えさせるかについて留意し、障害の状態や興味・関心等に応じて、発問の方法や表現を配慮したり、板書等を通じて児童生徒が授業の展開を自ら振り返ることができるようなまとめ方を工夫したりすることが重要である。

また、視聴覚教材や教育機器、コンピュータ等の情報機器や障害の状態に対応した周辺機器を使用する場合には、発問や板書を工夫するなどして児童生徒の話し合い活動を重視し、視覚的な情報を言語によって十分噛み砕き、教科内容の的確な理解を促すよう配慮することが大切である。

第4節 肢体不自由者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

【教解 P11】

1 「思考力、判断力、表現力等」の育成

児童生徒は、身体の動きに困難があることから、様々な体験をする機会が不足したまま、言葉や知識を習得していることが少なくない。そのため、言葉を知っていても意味の理解が不十分であったり、概念が不確かなまま用語や数字を使ったりすることがある。また、脳性疾患等の児童生徒には、視覚的な情報や複数の情報の処理を苦手とするなどの認知の特性により、知識の習得や言語、数量などの基礎的な概念の形成に偏りが生じている場合がある。

各教科の指導に当たっては、具体物を見る、触れる、数えるなどの活動や、実物を観察する、測る、施設等を利用するなどの体験的な活動を効果的に取り入れ、感じたことや気付いたこと、特徴などを言語化し、言葉の意味づけや言語概念等の形成を的確に図る学習が大切になる。そのような学習を基盤にして知識や技能の着実な習得を図りながら、児童生徒の障害の状態や発達の段階に応じた思考力、判断力、表現力等を育成し、学びを深めていくことが重要である。

2 指導内容の設定等

児童生徒が身体の動きやコミュニケーションの状態等から学習に時間がかかること、自立活動の時間があること、療育施設等において治療や機能訓練等を受ける場合があることなどから、授業時間が制約されるため、指導内容を適切に設定することが求められる。その際、児童生徒の身体の動きの状態や認知の特性、各教科の内容の習得状況等を考慮して、指導内容を適切に設定し、重点を置く事項に時間を多く配当するなど、計画的に指導することが大切である。例えば、面積の学習で量概念の形成を図るため、立方体の積み木を並べて長さ（連続量）を丹念に確認することや、説明文の学習で文の全体構成を把握させるため、段落の要旨や段落相互の関係を丁寧に確認することなどが挙げられる。

指導内容の設定や時間の配当に当たっては、各教科の目標と指導内容との関連を十分に研究し、各教科の内容の系統性や基礎的・基本的な事項を確認した上で、重点の置き方、指導の順序、まとめ方、時間配分を工夫して、指導の効果を高めるための指導計画を作成することが重要である。

なお、様々な事情により授業時間が制約されることを理由にして、履修が可能である各教科の内容であるにもかかわらず、取り扱わなくてよいとするものではないことに留意する。

3 姿勢や認知の特性に応じた指導の工夫

学習活動に応じて、適切な姿勢が保持できるようにすることは、疲労しにくいだけでなく、文字を書くなどの身体の操作が行いやすくなったり、位置、方向、遠近の概念を基礎とする学習内容の理解を深めたりするためにも重要である。したがって、いすや机の位置及び高さなどの調整について、児童生徒の意見を聞きながら工夫するとともに、児童生徒自らがよい姿勢を保つことに注意を向けるよう日ごろから指導することが大切である。

一方、児童生徒の認知の特性に応じて指導を工夫することも重要である。提示された文字や図の正確な把握、それらの書き写し、資料の読み取りなどに困難がある場合、個々の認知の特性に応じて、文字や図の特徴について言葉で説明を加えたり、読み取りやすい書体を用いたり、注視すべき所を指示したりすることなどが考えられる。また、地図や統計グラフのように多数の情報が盛り込まれている資料を用いる場合は、着目させたい情報だけを取り出して指導した後、他の情報と関連付けたり比較したりするなど、指導の手順を工夫することなども考えられる。

4 補助具や補助的手段、コンピュータ等の活用

児童生徒の身体の動きや意思の表出の状態等や、その改善の見通しに基づき、自立活動の指導と関連を図りながら、適切な補助具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めることが必要である。また、補助具等の使用が、合理的配慮として認められる場合は、そのことを個別の教育支援計画等に明記するなどし、適切な学習環境を保障することが求められる。

ポイント解説

< 補助用具 >

歩行：つえ、車いす、歩行器 等

筆記：筆記用自助具、筆記等を代替するコンピュータ等の情報機器及び身体の動きの状態に対応した入出力機器、滑り止めシート 等

< 補助的手段 >

身振り、コミュニケーションボード 等

5 自立活動の時間における指導との関連

児童生徒は、身体の動きやコミュニケーションの状態、認知の特性等により、各教科の様々な学習活動が困難になることが少なくないことから、それらの困難を改善・克服するように指導することが大切であり、特に自立活動の時間における指導と密接な関連を図り、学習効果を高めるよう配慮しなければならない。

学習効果を高めるためには、児童生徒一人一人の学習上の困難について、指導に当たる教師間で共通理解を図り、一貫した指導を継続的に行う必要がある。また、学習上の困難に対し、児童生徒自身が自分に合った改善・克服の仕方を身に付け、対処できるよう指導していくことも大切である。

なお、各教科において、自立活動の指導と密接な関連を図る場合においても、児童生徒の身体の動きやコミュニケーション等の困難の改善に重点が置かれ過ぎることによって、各教科の目標を逸脱してしまうことのないよう留意することが必要である。

第5節 病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

【教解 P15】

1 指導内容の精選等

児童生徒は入院や治療、体調不良等のため学習時間の制約や学習ができない期間（学習空白）があったり、活動の制限等により学習の基盤となる体験が不足していたりする場合がある。さらに、病気の状態等も個々に異なっているため、各教科の指導計画の作成に当たっては、個々の児童生徒の学習状況を把握するとともに病気の状態や学習時間の制約、発達の段階や特性等も考慮する必要がある。

学習時間の制約等がある場合には、基礎的・基本的な事項を習得させる視点から指導内容を精選したり、各教科の目標や内容との関連性を検討し不必要な重複を避ける、各教科を合わせて指導する、教科横断的な指導を行うなど、他教科と関連させて指導したりすることも大切である。例えば、理科で水溶液を取り扱う際に算数科での割合と関連させて指導したり、社会科で地名を取り扱う際に国語科での漢字の読み書きと関連させて指導したりするなどが挙げられる。

また、児童生徒の中には、前籍校との教科書や学習進度の違いや学習空白により、学習した事項が断片的になったり、定着していなかったりする場合がある。そのため、前籍校との連携を密にするとともに、各教科の学年間での指導内容の繋がりや指導の連続性にも配慮して指導計画を作成する必要がある。その際、重要な指導内容が欠落しないよう配慮するとともに、入院期間や病状等を勘案して、指導の時期や方法、時間配分なども考慮することが重要である。

2 自立活動の時間における指導との関連

各教科のうち、特に体育科又は保健体育科、家庭科又は技術・家庭科における、心身の活動にかかわる内容の指導については、自立活動における「病気の状態の理解と生活管理に関すること」、「健康状態の維持・改善に関すること」、「情緒の安定に関すること」などの事項との関連を図り、自立活動の時間における指導と相補い合いながら学習効果を一層高められるようにする。

ポイント解説

< 関連する内容 >

小学部	体育科	：心の健康、病気の予防
	家庭科	：栄養を考えた食事
中学部	保健体育科	：健康な生活と疾病の予防、心身の機能の発達と心の健康
	技術・家庭科	：食生活と自立 等

3 体験的な活動における指導方法の工夫

各教科等で体験的な活動を伴う内容については、病気の状態や学習環境等により実施が困難なことがある。そのため、指導方法を工夫し、効果的に学習が展開できるようにする必要がある。例えば、食物アレルギーのある児童生徒が調理実習を行う場合、アレルギーを引き起こす材料を別の材料に替え、それに応じた調理方法に変更したり、外出のできない児童生徒には、ベランダや窓辺に置いたプランターの植物を観察させたりするなど、実際に体験し、興味・関心をもって学習できるよう工夫する。また、知らない場所に行くことに強い不安を感じる児童生徒が社会見学をする場合には、VR (Virtual Reality) 等の機器を活用して見学先を事前に仮想体験するなどし、不安を軽減して積極的に参加できるようにすることも大切である。

しかし、病気の状態等によっては、どうしても直接的な体験ができない場合もある。その際、例えば、理科で火気を使用する実験では、Webサイトで実験の様子を見たり、タブレット端末で実験シミュレーションアプリを操作したりすることや、社会科で地域調査をする際にテレビ会議システム等を活用して地域の人から話を聞いたり、体育科で体感型アプリ等を利用してスポーツを行ったりするなど、間接体験や疑似体験を取り入れて指導法を工夫することが大切である。

4 補助用具や補助的手段、コンピュータ等の活用

身体活動が制限されている児童生徒や、高次脳機能障害や小児がんの晩期合併症などにより認知上の特性がある児童生徒の指導に当たっては、実態に応じ、教材・教具や入出力支援機器等の補助用具を工夫し、学習が効果的に行えるようにすることが重要である。例えば、運動・動作の障害がある児童生徒が、スイッチや視線入力装置、音声出力装置、音声出力会話補助装置などの入出力支援機器や電動車いす等の補助用具を活用したり、本を読むことが困難な児童生徒が、タブレット端末等の拡大機能や読み上げ機能を使ったりするなどが考えられる。

また、病気のために教室に登校できない場合には、テレビ会議システムにより病室内でも授業を受けることができるようにするなどして、学習の機会を確保するために情報機器を活用することも大切である。その際、タブレット端末等を使って教室の具体物をインターネットで遠隔操作できる場面を設けるなど、療養中でも、可能な限り主体的・対話的な活動ができるように工夫することが重要である。

5 負担過重とならない学習活動

個々の児童生徒の病気の特徴を理解し、日々の病状の変化等を十分に考慮した上で、健康状態を悪化させることがないように、負担過重とならない学習活動にすることが重要である。ただし、可能な活動はできるだけ実施できるよう学校生活管理指導表などを活用し、適切に配慮することが必要である。

ポイント解説

＜ 指導に当たって考慮すべき点 ＞

心身症・精神疾患：心身の状態の日内変動が激しいため、常に病気の状態を把握し、過度なストレスを与えないなど、適切な対応を行う。

筋ジストロフィー：衝突や転倒による骨折の防止等に留意する。

アレルギー疾患：アレルゲン（抗原）となる物質を把握し、日々の対応や緊急時の対応を定め、校内で情報を共有する。

糖尿病・心臓疾患：活動量と活動時間及び休憩時間を適切に定める。また、運動や学校行事を計画する際は、学校生活管理指導表を活用して、できる活動を保護者と一緒に考える。

6 病状の変化に応じた指導上の配慮

進行性疾患は病状が日々変化し、急性疾患は入院初期・中期・後期で治療方法等が変わることがある。慢性疾患は健康状態の維持・改善のため常に生活管理が必要である。このように、病気の状態の変化や治療方法、生活規制（生活管理）等は、個々の病気により異なる。そのため、病気の状態等に応じて弾力的に対応できるよう、医療との連携により日々更新される情報を入手するとともに、適宜、健康観察を行い、病状や体調の変化を見逃さないようにする必要がある。例えば、座り続けることが難しくても、授業を受けるために無理をして座り続ける児童生徒がいる場合、適宜声をかけて、自ら休憩を取らせたり、姿勢を交換させたりすることが必要である。そのことにより、体調の変化に気付かせ、自ら休憩を求める等の自己管理ができるようにすることが重要である。

第2章 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1節 基本的な考え方

1 知的障害について

(1) 知的障害について

【教解 P20】

知的障害とは、知的機能の発達の明らかな遅れと、適応行動の困難性を伴う状態が、発達期に起こるものをいう。

・「知的機能の発達の明らかな遅れ」がある状態とは

認知や言語などに関わる精神機能のうち、情緒面とは区別される知的面に、同年齢の児童生徒と比較して平均水準より優位な遅れが明らかな状態。

・「適応行動の困難性」とは

他人との意思の疎通、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについて、その年齢段階に標準的に要求されるまでには至っておらず、実際の生活に支障をきたしている状態。困難性の背景には、周囲の要求水準の問題など心理的、社会的、環境的要因等が関係している。

〈適応行動の主な困難性〉	
概念スキル	言語発達：言語理解、言語表出能力 等 学習技能：読字、書字、計算、推論 等
社会的スキル	対人スキル：友達関係 等 社会的行動：社会的ルールを理解、集団行動 等
実用的スキル	日常生活習慣行動：食事、排泄、衣服の着脱、清潔行動 等 ライフスキル：買い物、乗り物や公共機関の利用 等

- ・「伴う状態」とは

知的機能の発達の明らかな遅れと適応行動の困難さの両方が同時に存在している状態。

- ・「発達期に起こる」とは

この障害の多くは、胎児期、出生時及び出生後の比較的早期に起こる。発達期については、成長期（おおむね 18 歳）までとすることが一般的である。

ポイント解説

＜ 知的障害の状態の把握 ＞

知的障害の状態を把握する際には、児童生徒の適応状況が、周囲の人的・物的環境等との関係の基に表れていることに留意しつつ、日常生活における行動観察を行うとともに、客観的な情報も参考とる。また、特別支援学校（知的障害）に入学可能な知的障害の程度については、学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定されている。（129 頁参照）

【参考】知的障害の程度（昭和 53 年 10 月 6 日 文初特第 309 号通達より：現在は廃止）

障害の程度	
重度	ほとんど言語を解さず、自他の意思の交換及び環境への適応が著しく困難であって、日常生活において常時介護を必要とする（IQ25 ないし 20 以下）
中度	環境の変化に適応する能力が乏しく、他人の助けによりようやく身の事柄を処理することができる（IQ20 ないし 25 から 50）
軽度	日常生活に差し支えない程度に身の事柄を処理することができるが、抽象的な思考は困難である（IQ50 から 75）

(2) 学習上の特性等

【教解 P26】

知的障害のある児童生徒の学習上の特性としては、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活場面に生かすことが難しいが、一度身に付けた知識や技能は、着実に実行されることが多いことが挙げられる。そのため、実際の生活場面に即し、繰り返して学習することにより、必要な知識や技能等が身に付けられるよう、継続的、段階的な指導が重要となる。

また、成功体験が少ないことにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことが多い。そのため、学習の過程では、児童生徒の頑張っているところやできたところを細かく認めたり、賞賛したりすることで、自信や主体的に取り組む意欲を育むことが重要である。

さらに、抽象的な内容の指導よりも、実際的な生活場面の中で、具体的に思考や判断、表現できるようにする指導のほか、教材・教具、補助用具やジグ※、タブレット端末等を含めた学習環境の効果的な設定、児童生徒への関わり方の一貫性や継続性の確保に加え、児童生徒に対する周囲の理解などの環境的条件も整え、学習活動への主体的な参加や経験の拡大を促していくことも大切である。そうすることで、例えば卒業後、就労等の進路先では、物事にひたむきに取り組む態度や誠実さといった学びに向かう力や人間性が十分発揮されやすい。

児童生徒の多様な学びの可能性を引き出すためには、学校だけでなく、家族や支援者、家庭等での様子など、児童生徒を取り巻く環境や周囲の理解なども視野に入れた確実な実態把握が必要である。特に、知的障害が極めて重度である場合は、本来もっている能力を十分に把握できない場合があるため、より詳細な実態把握が必要である。また、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由や病弱など、他の障害を併せ有することも多いので、より一層のきめ細かな配慮が必要となる。

※ジグ（治具）…障害のある児童生徒が、作業等をよりスムーズに行うために使うもの。

(3) 教育的対応の基本

【教解 P27】

知的障害のある児童生徒の学習上の特性を踏まえ、学習環境面を含めた一人一人の確実な実態把握に基づき、次のような教育的対応を基本とすることが重要である。

- ① 児童生徒の状態、生活年齢、学習状況や経験等を考慮して教育的ニーズを的確に捉え、育成を目指す資質・能力を明確にして指導目標を設定するとともに、指導内容の一層の具現化を図る。
- ② 望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に生きて働く知識及び技能、習慣や学びに向かう力が身に付くよう指導する。
- ③ 職業教育を重視し、将来の職業生活に必要な基礎的な知識や技能、態度及び人間性が育つよう指導する。その際、多様な進路や将来の生活について関わりのある指導内容を組織する。
- ④ 生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるよう指導するとともに、よりよく生活を工夫していこうとする意欲が育つよう指導する。
- ⑤ 自発的な活動を大切にし、主体的な活動を促すようにしながら、課題を解決しようとする思考力、判断力、表現力等を育むよう指導する。
- ⑥ 児童生徒が、自ら見通しをもって主体的に行動できるよう、日課や学習環境などを分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活が送れるようにする。
- ⑦ 生活に結びついた具体的な活動を学習の中心に捉え、実際の状況下で指導をするとともにできる限り児童生徒の成功体験を豊富にする。
- ⑧ 児童生徒の興味や関心、得意な面に着目し、教材・教具、補助用具やジグ等を工夫するとともに、目的が達成されやすいよう、段階的な指導を行うなどして、学習活動への意欲が育つよう指導する。
- ⑨ 児童生徒一人一人が集団において役割が得られるよう工夫し、その活動を遂行できるようにするとともに、活動後には充実感や達成感、自己肯定的感が得られるように指導する。
- ⑩ 児童生徒一人一人の発達の側面に着目し、意欲や意思、情緒の不安定さなどの課題に応じるとともに、生活年齢に即した指導を徹底する。

2 各教科等の構成と履修

【教解 P22】

特別支援学校（知的障害）の各教科等については、児童生徒の知的障害の特徴及び適応行動の困難さ等を踏まえ、種類が規定されている。また、児童生徒が自立し社会参加するために必要な資質・能力を身に付けることを重視し、目標と内容等を示している。

小学部	各教科、特別の教科道徳、（外国語活動）、特別活動、自立活動 —— 生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育
	・ 第1学年～6学年を通じて履修する。 ・ 外国語活動は児童や学校の実態を考慮し、第3学年以上に必要に応じて設けることができる。
中学部	各教科、特別の教科道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動 —— 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、（外国語）（その他特に必要な教科）
	・ 第1学年～3学年を通じて履修する。 ・ 外国語科は必要に応じて設けることができる。 ・ 特に必要な教科を学校の判断で設けることができる。

ポイント解説

< 特別支援学校（知的障害）の生活科 >

特別支援学校小学部の生活科については、昭和46年施行の養護学校小学部・中学部学習指導要領において示された教科であり、児童に対し、基本的な生活習慣の確立、遊び、役割、手伝い、きまりなど、自立への基礎を体系的に学べるよう、内容を構成した教科である。小学部には、社会科、理科、家庭科が設けられていないが、それらの内容を包含している。（48頁参照）

3 段階の考え方

【教解 P23】

各教科の目標や内容は学年別ではなく、小学部は3段階、中学部は2段階で示されている。その理由は、発達期における知的機能の障害が、同一学年であっても個人差が大きく、学力や学習状況が異なるため、段階を設けて示すことにより、個々の実態等に即して各教科の内容等を精選し、効果的な指導ができるようにするためである。

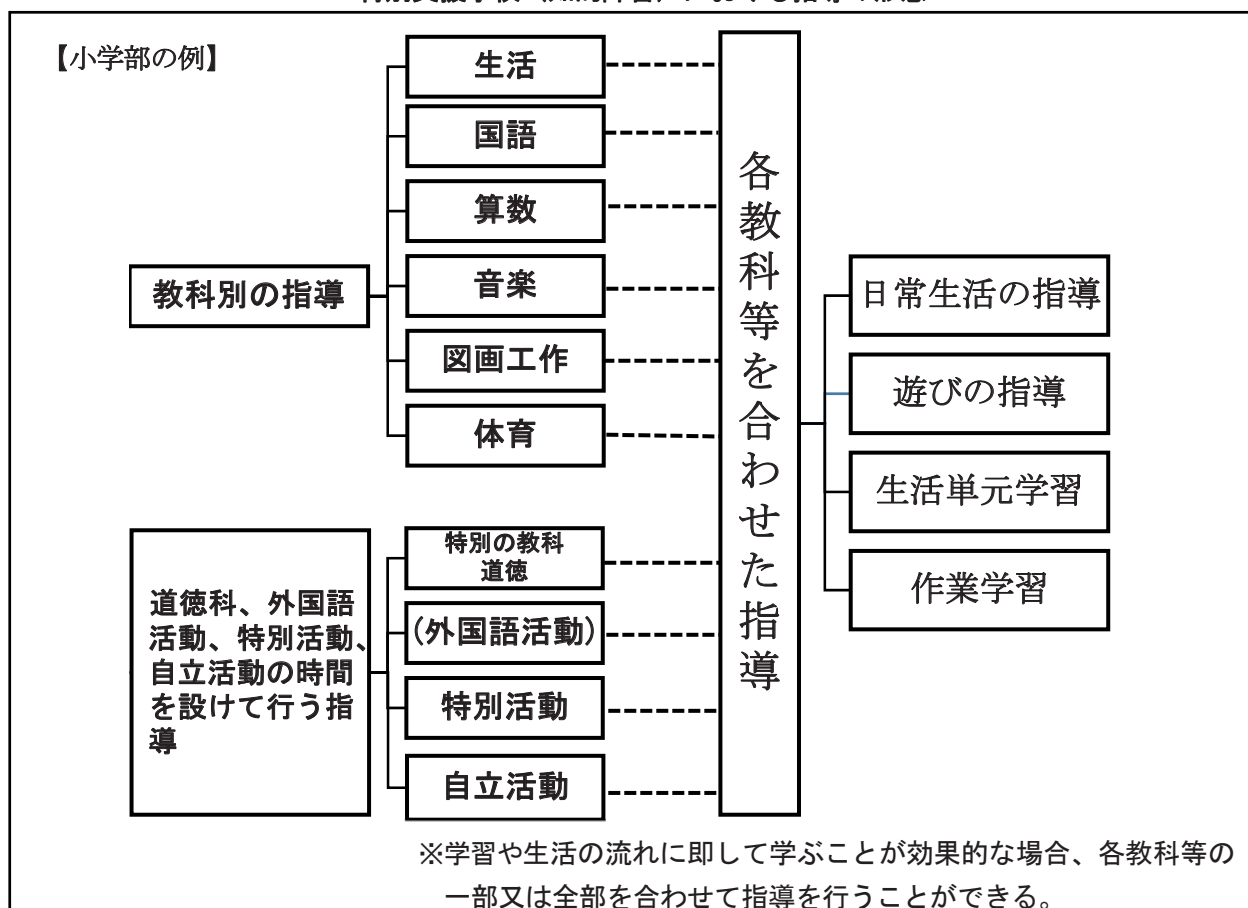
学部	段階	内容
小学部	1段階	障害の程度が比較的強く、他人との意思疎通に困難があり、日常生活を営むのにほぼ常時援助を必要とする者を対象とした内容
	2段階	障害の程度が小学部1段階ほどではないが、他人との意思疎通に困難があり、日常生活を営む際に頻繁に援助を必要とする者を対象とした内容
	3段階	障害の程度は他人との意思疎通や日常生活を営む際に困難が見られ、適宜援助を必要とする者を対象とした内容
中学部	1段階	小学部3段階を踏まえ、生活年齢に応じながら、主として経験の積み重ねを重視するとともに、他人との意思疎通や日常生活の適応に困難が大きい生徒にも配慮した内容 ※主として日常生活、社会生活の基礎を育てる内容
	2段階	中学部1段階を踏まえ、生徒の日常生活や社会生活及び将来の職業生活の基礎を育てることをねらいとする内容

4 指導の形態

【教解 P28】

特別支援学校（知的障害）においては、児童生徒の知的障害の状態等に即した指導を進めるため各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間（小学部を除く）、特別活動、自立活動（以下、「各教科等」という。）それぞれに、各教科等の時間を設けて指導を行う場合と、各教科等を合わせて指導を行う場合（ただし、中学部における総合的な学習の時間は含まない。）がある。

特別支援学校（知的障害）における指導の形態



(1) 教科別の指導

教科別の指導とは、教科ごとの時間を設けて指導を行うことをいう。教科別の指導を計画するに当たっては、教科別の指導で扱う内容について、一人一人の児童生徒の実態に合わせ、個別的に選択・組織しなければならないことが多いため、児童生徒の興味や関心、生活年齢、学習状況や経験等を十分に考慮することが大切である。

また、各教科の目標及び段階の目標を踏まえ、児童生徒に対しどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、指導を創意工夫する必要がある。その際、生活に即した活動を十分に取り入れつつ、学んでいることの目的や意義が理解できるよう段階的に指導する必要がある。

教科別の指導を一斉授業で進める際、児童生徒の個人差が大きい場合は、それぞれの教科の特質や指導内容に応じて小集団を編成し、個別的な手立てを講じるなど、個に応じた指導を徹底する必要がある。

さらに、個別の指導計画の作成に当たっては、他の各教科等や各教科等を合わせた指導との関連を図るとともに、児童生徒が習得したことを、適切に評価できるよう計画する必要がある。

(2) 道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動の時間を設けて行う指導

道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動の時間を設けて行う場合には、次のことに留意する

① 特別の教科 道徳

道徳科の指導に当たっては、個々の児童生徒の興味や関心、生活に結び付いた具体的な題材を設定し、実的な活動を取り入れたり、視聴覚機器を活用したりするなど一層の工夫を行い児童生徒の生活や学習の文脈を十分に踏まえた上で、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てられるよう指導することが大切である。

② 外国語活動

外国語活動の指導に当たっては、小学部第3学年以降の児童を対象とし、国語科の3段階の目標及び内容との関連を図ることが大切である。その際、個々の児童の興味や関心、生活に結び付いた具体的な題材を設定し、発達段階を考慮した内容を工夫することが大切である。

③ 特別活動

特別活動の指導に当たっては、個々の児童生徒の実態、特に学習上の特性等を十分に考慮し適切に創意工夫する必要がある。

特別活動の指導を計画するに当たっては、各教科等との関連を図るとともに、障害のある人と障害のない人が共に生きる社会の実現に向けて、小・中学校の児童生徒等及び地域の人々と活動を共にする機会を積極的に設けるよう配慮することが大切である。

④ 自立活動

知的障害のある児童生徒は、全般的な知的発達の程度や適応行動の状態に比較して、言語、運動、動作、情緒等の特定の分野に、顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態が知的障害に随伴して見られる。このような状態等に応じて、各教科の指導などのほかに、自立活動の指導が必要である。

自立活動の指導は、個別の指導計画に基づき、学習上の特性を踏まえながら指導を進める。特に、自立活動の時間の指導では、個々の児童生徒の知的障害の状態等を十分考慮し、個人あるいは小集団で指導を行うなど、指導目標及び指導内容に即して効果的な指導を進めるようにすることが大切である。

(3) 各教科等を合わせた指導

各教科等を合わせた指導とは、各教科、道徳科、特別活動、自立活動及び小学部においては外国語活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことをいう。

特別支援学校（知的障害）では、児童生徒の生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、従前から実践されてきた。

各教科等を合わせて指導を行う場合においても、各教科等の目標を達成していくことになる。そのため、効果的に実施できるよう、各教科等で育成を目指す資質・能力を明確にした上で、児童生徒の主体的・対話的で深い学びに留意し、カリキュラム・マネジメントの視点に基づいて計画－実施－評価－改善していくことが必要である。なお、中学部においては、総合的な学習の時間を適切に設けて指導をすることに留意する。

（各教科等を合わせた指導の根拠法令は30頁参照）

① 日常生活の指導

日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、高まるよう、日常生活の諸活動について知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を踏まえながら計画的に指導するものである。

日常生活の指導は、生活科を中心として、特別活動の学級活動など、広範囲に各教科等の内容が扱われる。例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など基本的生活習慣の内容やあいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなどの日常生活や社会生活において、習慣的に繰り返される、必要で基本的な内容である。

< 指導に当たって考慮すべき点 >

- ・日常生活や学習の自然な流れに沿い、实际的で必然性のある状況下で取り組むことにより、生活や学習の文脈に即した学習ができるようにすること。
- ・毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、繰り返しながら取り組むことにより、習慣化していく指導の段階を経て、発展的な内容を取り扱うようにすること。
- ・できつつあることや意欲的な面を考慮し、適切な支援を行うとともに、生活上の目標を達成するために、学習状況等に応じて課題を細分化し、段階的な指導ができるものであること。
- ・指導場面や集団の大きさなど、活動の特徴を踏まえ、個々の実態に即した効果的な指導ができるよう計画されていること。
- ・学校と家庭等とが連携を図り、児童生徒が学校で取り組んでいること、また家庭等でこれまで取り組んできたことなどの双方向で学習状況等を共有し、指導の充実を図るようにすること。

② 遊びの指導

遊びの指導は、主に小学部において、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育むなど、心身の発達を促していくものである。

特に小学部の就学直後など低学年においては、幼稚部等における学習との関連性や発展性を考慮する上でも効果的な指導の形態となる場合がみられ、義務教育段階を円滑にスタートさせる上でも計画的に位置付ける工夫が考えられる。

遊びの指導では、生活科の内容をはじめ、体育科など各教科等に関わる広範囲の内容が扱われ、場や遊具等が限定されることなく、児童が比較的自由に取り組むものから、期間や時間設定、題材や集団構成などに一定の条件を設定し活動するといった比較的制約性が高い遊びまで、連続的に設定される。

また、遊びの指導の成果を各教科別の指導につなげるようにすることや、諸活動に向き合う意欲、学習面、生活面の基盤となるよう、計画的な指導を行うことが大切である。

< 指導に当たって考慮すべき点 >

- ・児童が意欲的に活動できるよう、主体的に遊ぼうとする環境を設定すること。
- ・教師と児童、児童同士の関わりを促すことができるよう、場の設定、教師の対応、遊具等を工夫し、計画的に実施すること。
- ・身体活動が活発に展開できる遊びや室内での遊びなど、児童の興味や関心に合わせて適切に環境を設定すること。
- ・遊びをできる限り制限することなく、児童の健康面や衛生面に配慮しつつ、安全に遊べる場や遊具を設定すること。
- ・自ら遊びに取り組むことが難しい児童には、遊びを促したり、遊びに誘ったりして、いろいろな遊びが経験できるよう配慮し、遊びの楽しさを味わえるようにしていくこと。

③ 生活単元学習

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際の・総合的に学習するものである。

生活単元学習では、広範囲に各教科等の目標や内容が扱われ、実際の生活上の目標や課題に沿って、指導目標や指導内容を組織することが大切である。

また、小学部において、児童の知的障害の状態等に応じ、遊びや作業的な指導内容を取り入れている学校があるが、どちらの場合でも、個々の児童の自立と社会参加を視野に入れ、個別の指導計画に基づき、計画・実施することが大切である。

指導計画の作成に当たっては、一つの単元が、2、3日で終わる場合や、1学期間など長期にわたる場合もあるため、年間における単元の配置、各単元の構成や展開について組織的・体系的に検討し、評価・改善するとともに、以下のような点を考慮することが重要である。

＜ 指導に当たって考慮すべき点 ＞

- ・単元は、実際の生活から発展し、児童生徒の知的障害の状態や生活年齢等及び興味や関心を踏まえたものであり、個人差の大きい集団にも適合するものであること。
- ・単元は、必要な知識や技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等の育成を図るものであり、生活上の望ましい態度や習慣が形成され、身に付けた指導内容が現在や将来の生活に生かされるようにすること。
- ・単元は、児童生徒が指導目標への意識や期待をもち、見通しをもって、単元の活動に意欲的に取り組むものであり、目標意識や課題意識、課題の解決への意欲等を育む活動を含んだものであること。
- ・単元は、一人一人の児童生徒が力を発揮し、主体的に取り組むとともに、学習活動の中で様々な役割を担い、集団全体で単元の活動に協働して取り組めるものであること。
- ・単元は、各単元における児童生徒の指導目標を達成するための課題の解決に、必要かつ十分な活動で組織され、その一連の活動は、児童生徒の自然な生活としてのまとまりのあるものであること。
- ・単元は、各教科等に係わる見方・考え方を生かしたり、働かせたりすることのできる内容を含む活動で組織され、児童生徒がいろいろな単元を通して、多種多様な意義のある経験ができるよう計画されていること。

④ 作業学習

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものである。

とりわけ、作業の成果を直接、将来の進路等に直結させることよりも、働く意欲を培いながら、将来の職業生活や社会自立に向けた基盤となる資質・能力を育むことが重要である。

作業学習の指導は、中学部では職業・家庭科、高等部では、職業科、家庭科及び情報科や、主として専門学科において開設される各教科の目標及び内容が中心となり、取り扱われる作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニング、事務、販売、清掃、接客など多種多様である。

中学部の職業・家庭科に示す「産業現場等における実習」を、他の教科等と合わせて実施す

る場合は、作業学習として位置付けられる。その場合、「産業現場等における実習」については、現実的な条件下で、生徒の職業適正等を明らかにし、職業生活や社会生活への適応性を養うとともに、働くことに関心をもつことや、働くことの良さに気付くなど、将来の職業生活の基盤となる力を伸長できるよう留意する。また、その実施に当たっては、保護者、事務所及び公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関との綿密な連携を図り、計画、評価・改善をしたり、実習中の巡回指導を適切に行うことで生徒の状況を把握したりすることが大切である。

＜ 指導に当たって考慮すべき点 ＞

- ・ 児童生徒にとって教育的価値の高い作業活動等を含み、それらの活動に取り組む意義や価値に触れ、喜びや完成の成就感が味わえること。
- ・ 地域に立脚した特色をもつとともに、社会の変化やニーズ等にも対応した持続性や教育的価値のある作業種を選定すること。
- ・ 個々の児童生徒の実態に応じた教育的ニーズを分析した上で、段階的な指導ができるものであること。
- ・ 知的障害の程度が多様な児童生徒が、相互の役割等を意識しながら協働して取り組める作業活動を含んでいること。
- ・ 作業内容や作業場所が安全で衛生的、健康的であり、作業量や作業の形態、実施時間及び期間などに適切な配慮がなされていること。
- ・ 作業製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れと社会的貢献などが理解されやすいものであること。

5 指導内容の設定と授業時数の配当

【教解 P35】

各教科等を合わせて指導を行う場合には、取り扱われる教科等の内容を基に、児童生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定し、指導内容に適した時数を配当することが大切である。その際、指導に要する授業時数をあらかじめ算定し、関連する教科等を教科別に指導する場合の授業時数の合計と概ね一致するよう計画する必要がある。

6 学習評価について

【教解 P35】

学習評価とは、一つの授業や単元、年間を通して、児童生徒がどのように学ぶことができたのかや、成長したのかを見定めるものである。

児童生徒一人一人の学習状況を多角的に評価するため、教科別の指導を行う場合や各教科等を合わせて指導を行う場合においても、各教科の目標に準拠した評価の観点による学習評価を行うことが重要である。

学習評価は、児童生徒にとって自分の成長を実感し学習に対する意欲を高める上で有効であり、教師にとって、授業計画や単元計画、年間指導計画等を見直し改善する上でも、効果的に活用していくことが大切である。そのため、教師が相互に情報を交換し合いながら適時、適切に評価に関する情報を積み上げ、組織的・体系的に取り組んでいくことが重要である。